

北海道バプテスト連合「研修費」及び「補助費」の 使用に関するガイドライン

北海道バプテスト連合における、各会の活動に対する「研修費」及び「補助費」について、使用に関するガイドラインとして以下の点を確認する。

1. 「研修費」及び「補助費」は、連合総会において承認された活動計画及び予算案に基づき使用し、次年度連合総会において活動及び決算報告を行う。
2. 年度内に、総会にて承認された活動以外が生じ、予算執行が必要となった場合、活動及び決算報告にて報告する。
3. 「研修費」及び「補助費」の使用は、原則として連合内の活動に限定する。
4. 予算執行に当たっては、会計帳簿を作成して出入金の記録と領収書の管理を行い、決算報告と併せて会計監査を受ける